

沖縄県教育振興基本計画（後期計画）第2回検討委員会

日 時：平成28年11月14日（月）15:00～16:30
場 所：県庁13階 第1・2会議室

1 開 会

○事務局（賀数企画室長）

全員おそろいになりましたので、ただいまから、「第2回沖縄県教育振興基本計画（後期計画）検討委員会」を、始めたいと思います。本日の司会を務めさせていただきます、教育庁総務課教育企画室室長の賀数でございます。よろしくお願いいたします。本日は、御多忙の折、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは会を進めさせていただきます。本日は第2回目でございます。前回ご出席されていない委員がおりますので、ここで初めてのご出席となりますので、ご紹介をさせていただきます。

沖縄県市町村教育委員会連合会副会長
渡慶次 克彦（とけし かつひこ）様 でございます。

沖縄県高等学校PTA連合会会長
仲西 春雅（なかにし はるまさ）様 でございます。

沖縄県中学校長会会長
上江洲 隆（うえず たかし）様 でございます。

本日は全員ご出席の予定でしたが、急遽、体調不良ということで、

沖縄県経営者協会 常務理事
山城 勝（やましる まさる）委員

沖縄県PTA連合会会長
石川 謙（いしかわ けん）委員

は体調不良と言うことでご欠席というご連絡がありましたので、ご了解頂きたいと思います。それでは、これから議事進行を委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 議 題（進行委員長）

(1) 沖縄県教育振興基本計画（後期計画）原案に対する意見について（協議）

○島袋委員長

それでは、早速、第2回目検討に入りたいと思います

議題（1）「沖縄県教育振興基本計画（後期計画）原案に対する意見について」ということで事務局から説明をお願いします。

○事務局（知念指導主事）

教育庁総務課 教育企画室 知念でございます。座って説明させていただきます。

議題（1）につきましては、「資料1 沖縄県教育振興基本計画（後期計画）修正案」と「資料2 沖縄県教育振興基本計画（後期計画）原案に対する意見への回答」、この二つの資料とともにご説明させていただきます。

また、本日はご説明を割愛させていただきますが、参考として教育委員会が「教育施策に関する地区協議会」を毎年定期的に、開催しておりますが、その「地区協議会」の委員の方々からの意見とそれに対する回答まとめさせて頂いております。これが「(参考) 沖縄県教育振興基本計画（後期計画）原案に対する意見への回答（地区協議会）」という資料でございます。

前回の第1回検討委員会の後、期間を1ヶ月程度設定し、ご意見をいただきました。それをまとめた形で、資料2、県の回答をいれてあります。また、資料1については、資料2にもとづいて原案を修正し、修正案として、本日提案させていただいております。本日は、資料1、資料2をページをおいながら、ご説明いたします。

まず、資料2をお願いします。資料2につきましては内容として、一番左端に意見の通し番号と委員名、2番目に原案の章・ページ・行の番号、3番目に原案の原文内容、4番目に意見内容と5番目にその理由、一番右端に県からの回答、という構成になっております。それでは、資料2を順に追いながら、資料1のページで説明してまいります。

資料1の3ページをお願いいたします。「6 教育施策の体系」でございますが、真ん中あたりに主要施策として1から14示されております。その右に施策項目として、それぞれ上げられております。

意見1として、主要施策11, 12, 13, 14の項目がございますが、「沖縄県教育大綱」との関連のご質問でございます。教育大綱とは、この基本計画を取りまとめ、より方針的な内容になっております。

回答としては、11～13の主要施策は関連が強いので、教育大綱においては、3つの主要施策をまとめて、1つの施策展開（「11. 大学教育の充実と基盤の強化」）としているところであります。ということでございます。

続きまして、「主要施策2 学校教育の充実(3)たくましい心と体を育む教育の充実」についてでございます。修正意見といたしまして、「体」を「身体」へ修正という意見でございます。回答といたしまして、学習指導要領にある文言通りであるため、原案のままが適当であると考えます。ということで、原案のままとさせていただきます。

資料2の2ページ、意見5でございます。資料1の8ページをお願いいたします。「主要施策2 学校教育の充実(2)確かな学力の確立②主要課題」でございますが、「ウ 学力の厳しい子どもたちの対策を講じ、学力の底上げを行う。」の挿入意見でございます。意見のとおり「ウ」を挿入します。

意見6でございます。資料1の8ページの「(3)たくましい心と体を育む教育の充実」のなかででございますが、「運動部活動の活性化や適正化を促進し、」の部分で「運動部活動の活性化や適正化を促進するために社会体育へ移行し、」という修正意見でございます。回答といたしましては、運動部活動は教育活動の一環として位置づけられ、学習意欲の向上や、責任感・連帯感の涵養等に資するなど教育的な効果が認められております。適正な活動の在り方については、周知してるところであり、教職員の多忙化解消に向けては、国や他府県等の動向を注視しながら部活動の負担軽減の在り方について検討してるところであります。以上の理由により、原案のままとさせていただきます。意見7については、意見6と同様の意見でございますので同様に、原案のままとさせていただきます。

資料2の3ページ、意見8でございます。資料1の12ページをお願いいたします。「(6)幼児教育の充実立②主要課題」の方へ、「就学前教育の準義務化を推進する」を挿入する意見でございます。回答といたしましては、現在、国においては幼児教育の無償化に段階的に取り組んでおり、平成26年度から世帯の所得に応じて保護者の負担軽減がなされております。幼児教育の義務教育化につきましては、中央教育審議会や教育再生実行会議において検討が行われていることから、今後とも国の動向を注視してまいります。原案のままとさせていただきます。

資料2の4ページ、意見9でございます。資料1の14ページをお願いいたします。「(8)魅力ある学校づくりの推進」でございます。②主要課題において、「エ 快適で安全な学習環境の充実を図るために、校舎等の新增改築及び普通教室等への空調等の整備が必要である。」でこの「普通教室」の部分で「全ての教室」へという修正意見でございます。回答といたしましては、普通教室等には、特別教室も含めた空調整備という考えであります。等々の理由により、原案のままとさせていただきます。意見10については、意見9と同じ趣旨の内容でございます。原案のままとさせていただきます。

資料2の5ページをお願いいたします。意見12でございます。資料1の20ページをお願いいたします。「主要施策 子どもの貧困対策の推進」でございます。リード分の最後の方にアンダーラインが引かれております。「教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進する。」という文章の後に、挿入のご意見でございます。回答といたしまして、提案の事項の「学校のプラットホーム化」については県教育委員会としても大変重要な課題であると認識しております。具体的な方策については、予算措置も含め、今後関係部局等と連携のもと、課題解決に向け、研究していく必要があると考えております。ご提案の趣旨については貴重なご意見として承りたいと思います。

さらに、資料2の6ページ連携支援コーディネーター等の配置についてでございます。義務教育課においては、文部科学省のいじめ対策等総合推進事業を活用してスクールソーシャルワーカーを配置しており、不登校や暴力行為等の問題行動等の解決に向け、学校や市町村教育委員会、福祉機関等の関係機関と連携しながら児童生徒が置かれた環境改善に向けた働きかけを行っております。今後は、社会福祉士等の高度な専門的資格を持つスクールソーシャルワーカーの確保に努め、専門家として接続、連携等のできるよう本事業の充実を図りたいと考えております。以上の理由により、原案のままとさせていただきます。

資料2の7ページ意見13でございます。資料1の22ページをお願いいたします。「(3) 経済的支援」という項目でございますが、修正意見として「学びのセーフティーネット」という修正意見でございます。回答といたしまして、教育の支援については、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進することとしております。総合的に判断いたしまして、原案のままとさせていただきます。

資料2の8ページをお願いいたします。ページ意見15でございます。資料が前後いたしますが、資料1の21ページ

ジをお願いいたします。(2) 学校を窓口とした福祉関連機関との連携というタイトルについてでございます。表現を変えられないでしょうかというご意見ですが、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大しながら支援を強化する。」ということでございます。また、不登校等の問題を抱える児童生徒に対する支援体制としては、学校、スクールソーシャルワーカー、こどもの貧困対策支援員等が共に協力し対話し合いながら子どもが置かれた状況に働きかけ、教職員がチームで児童生徒の問題を解決していく体制の整備を図ることとしております。以上の理由により、原案のままとさせていただきます。

資料22ページに戻ります。③施策の方向性に挿入のご意見でございます。「スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの全校配置」を挿入というご意見でございます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数の拡充については、本配置事業が国庫補助の対象であることから、今後も国の動向を踏まえ検討してまいります。ということでございます。以上の理由により、原案のままとさせていただきます。

同じく、資料2の8ページ、意見17でございますが、資料1の25ページをお願いいたします。「社会教育の充実」でございます。「(1) 生き生きした活動を支える社会教育基盤の整備・充実」という項目を「ニーズに応えた活動」という文言修正のご意見でございます。意見のとおり修正いたします。

資料2の9ページ、意見18でございます。資料1の32ページをお願いいたします。「教育行政の充実」でございます。「(2) 教育委員会の充実」の中で②主要課題に挿入意見でございます。「全学年において少人数学級(30人以下定数)の改善を進める。」の挿入意見でございます。少人数学級の推進については、市町村教育委員会の意向等を踏まえて取り組んでまいります。以上の理由により、原案のままとさせていただきます。

同じく、②主要課題に挿入意見でございます。「教員定数における教員正規率を全国平均にする。」という文章の挿入意見でございます。回答といたしまして、平成22年度に文部科学省が公表した正規教員率の全国結果を受け、県教育委員会としては正規率改善計画を策定し、正規教員率の改善に努めた結果、正規教員率は着実に上昇しております。正規教員率を上昇させるためには、新規採用数を増加させる必要がありますが、県財政の課題や新採用者に義務づけられた法定研修上の縛りもあり、増加させることが厳しい状況があります。等々の理由により、原案のままとさせていただきます。

資料2の10ページをお願いします。意見20でございます。資料1については32ページ、そのままでございます。「(3) 教職員等の労働環境の改善・充実」という項目がございます。そこに括弧書きで(各種学校関連非常勤職員を含む)の挿入意見でございます。回答といたしまして、非常勤職員についても、法律や条例、規則等に基づき権利や労働条件等が整備されており、また、『職員等』の「等」の部分で非常勤職員も含まれていると考えます。等々の理由により、原案のままとさせていただきます。意見21は同様のご意見でございます。

意見22、資料1の33ページをお願いいたします。「(3) 教職員等の労働環境の改善・充実」の中で「③施策の方向」の中へ挿入意見でございます。「すべての市町村教育委員会への労働安全衛生委員会を設置し、その活性化を図る」という文章の挿入意見でございます。回答といたしまして、市町村立学校の労働安全衛生管理体制の整備については、今後も継続して指導・助言してまいります。なお、市町村立の小中学校における衛生委員会の設置は学校設置者である市町村教育委員会において設置されるものであります。以上の理由により、原案のままとさせていただきます。

資料2の11ページをお願いします。意見23でございます。資料1については33ページでございます。同じく、「(3) 教職員等の労働環境の改善・充実③施策の方向」の中へ挿入意見でございます。「教職員のメンタルヘルス対策を進め、メンタル疾患の病休者の復職支援を拡充させる」の挿入意見でございます。回答といたしまして、メンタルヘルス対策としての相談体制の整備、各種研修会の開催、関係機関との連携等を、計画案に記載しており、ご意見の内容は含んでいると考えます。原案のままとさせていただきます。

同じく、「③施策の方向」の中へ挿入意見でございます。「学校の出退勤時刻の把握を徹底させ、教職員の超過勤務の縮減を進める」という文章の挿入意見でございます。回答として、各学校において、管理職による校内巡視や、各職員から申告される出退勤時刻記録簿の内容により超過勤務者を把握しております。県教育委員会では、「沖縄県教職員業務改善推進委員会」を平成27年度に設置し、様々な角度から教職員の業務改善に向けた検討を行い、各学校に業務改善に関する提言を行ったところであります。等々の理由により、原案のままとさせていただきます。

資料1の34ページをお願いいたします。意見25でございます。「スポーツの振興」でございます。「(1) 県民一人ひとりが輝く生涯スポーツ」を「県民一人ひとりが参加する生涯スポーツ」への修正意見でございます。意見のとおり修正いたします。

資料2の12ページをお願いします。意見26でございます。資料1の各論に入っております。52ページをお願いいたします。主要施策1の中で成果指標がございます。成果指標の一番上段、「生涯学習推進体制組織の

設置率」の成果指標でございますが、名称を「市町村における生涯学習推進体制組織の設置率」という挿入意見でございます。意見のとおり修正いたします。

意見27でございます。同じく資料1の52ページのその下、「市町村における社会教育主事の設置率」、「5年後の姿」でございます。修正意見がございます。回答といたしまして、市町村の社会教育主事設置率に増減があるのは、人事的な側面が強く影響しております。県教育委員会といたしましては、市町村へ設置の働きかけ、社会教育主事資格取得の講習を行っており、社会教育主事資格者は増加しております。等々の理由により、原案のままとさせていただきます。

資料2の13ページをお願いします。先ほどご説明した、意見7と同じ趣旨のご意見だとも思いますが、資料1の54ページの指標でございます。「学校教育の充実」でございますが、一番下の成果指標、「中・高等学校の部活動加入率」の「5年後の姿」でございますが、「社会体育への移行について検討が始まっている」という挿入意見でございます。意見7と同じ理由でございます。原案のままとさせていただきます。

意見29番、資料1の55ページをお願いいたします。活動指標の中段あたり、スクールソーシャルワーカー配置人数目標値24を40へというご意見でございます。回答といたしまして、スクールソーシャルワーカーの配置人数の拡充については、本配置事業が国庫補助の対象であることから、今後も国の動向を踏まえ検討してまいります。ということでございます。以上の理由により、原案のままとさせていただきます。

資料2の14ページをお願いいたします。意見30番でございます。資料1の62ページになります。「(6) 幼児教育の充実」でございますが、「幼稚園教育課程充実事業」という事業がございます。その内容の中で、幼稚園教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題についての後に、「他県との比較調査を行った上で」という挿入、研究協議し、教職員の指導力を高め、幼稚園教育の充実を図る。さらに、その後、「加えて、特別な配慮・支援が必要な場合の卒園後の小学校との効果的な連携に関する具体的検討も実施する。」という挿入意見でございます。回答といたしまして、幼稚園教育課程の編成については、幼稚園教育要領を踏まえ、本県教育関連施策との整合性を図り、「幼稚園教育課程編成要領」を作成し県の方向性を示しております。他県の状況等につきましては、文部科学省主催「幼稚園担当指導主事・担当者会議」等とおして情報交換及び実態把握をしております。等々の理由により、原案のままとさせていただきます。

資料2の15ページをお願いいたします。資料1においては70ページになります。子どもの貧困対策に係る成果指標でございますが、先ほどご説明いたしました、意見12と同じ内容の趣旨で、成果指標の追加挿入ということになります。先ほどのご説明のとおりでありまして、原案のままとさせていただきます。

意見31～34まで同様のご主旨のご意見だと思われまます。原案のままとさせていただきます。

最後のページ、資料2の17ページでございます。意見35番でございます。これも、先ほどの意見29と同じ趣旨のご意見で、そこからの再掲の部分になっております。同様の理由により、原案のままとさせていただきます。

議案1について、私からの説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○島袋委員長

はい、ありがとうございました。だだいまの説明に対しまして、できれば、説明の順序にしたがって、ご質問あるいはご意見等がありましたら、よろしくをお願いいたします。

○山本委員

私個人の意見と言うよりも、現場の教員から幅広く、いろんな意見がでて、最大限に絞ったものだけ出しますので、そうですかというわけにはいかないのです。まず、2ページの意見5番はありがとうございます。これは、最重要課題です。

意見6番がですね、いくつが出てはいるんですが、中学校の先生からの意見というのが非常に大きくて、社会的には部活動の社会スポーツ化というのは当然の流れであって、すでに関東圏の方では、ほぼこういう方向で長年の協議を経て、県内でも那覇市内においては、小学校において、ほとんど社会スポーツ化している。すぐにはなかなか難しいと思うが、部活動の加入率をどうこうと言うより、やはり、こういう方向性を曖昧であっても出した方がいいのではないですか。

それと、意見8番です。幼稚園に限らない就学前教育の準義務化というのは、意見書を採択して、国の方に要請を出して、県の教育委員会もその方向で施策を決めてやった経緯があります。ただ、そのあと、法律のところで、文部科学省と少子化担当相の方のせめぎ合いが非常にありました。ここは曖昧になっているけれども、沖縄県の特性として1年保育から幼稚園3年保育という移行は大賛成ですが、その中で基本的に準義務化という無償化も含めて非常に大きく条件整備がそろっていますので、国の動向を見るというのは確かにほとんど交付金算定やっていますので分かるんですが、過去の経過からすると、やはり、この辺のところのおおまかな

形でもいいから、沖縄県の主要施策としては残すべきではないですか。

○島袋委員長

一度のたくさん話を伝えますと、対応が難しくなりますので。今は、基本的に2つのご意見がありました。意見6番の運動部と意見8番の幼児教育について意見がありましたけれども、これに関して、事務局回答できる課はありますか。

○保健体育課（古賀主任指導主事）

ご意見頂いた中で、小学校に関しては、本県においても、ほぼ部活動という位置づけはありませんので、社会体育化ということで、スポーツ少年団としての活動になっております。中学校においては、全国的な流れというの、外部指導者を県で派遣している他県の例もありまして、本課でも研究しているところでもあります。ただ、社会体育化ということになると、学習指導要領に学校教育の一環という位置づけがありますので、社会体育ということは県として明言できないのではないかと考えています。やはり、国の動向、他府県の動向をしっかり注視しながら、見守っていく、研究していくということになると思います。以上です。

○島袋委員長

つきまして、幼児教育の準義務化ということについてお願いします。

○義務教育課（天願主任指導主事）

幼児教育の準義務化を実施するという内容ですが、これにつきましては、教育再生実行会議、中教審答申等でも確かにうたわれているということで、今後、施策が推進されていくと理解しておりますが、確かに委員のおっしゃるように本県独自の経過をたどっているということもありますし、県議会で取り上げられたということも承知しておりますが、これにつきましては、国の動向がやはり重要だと考えております。よって、動向見ながら進めて行くことが得策だと考えております。

○島袋委員長

ありがとうございました。山本先生いかがでしょうか。

○山本委員

言っていることはよく分かります。財政も絡みますので、当然、国庫補助ないし交付金の算定の中で計算式までよく分かっています。ただ、後でいう（つもりでいる）30名学級のこともあるんですが、県市町村の義務化については、各市町村意見書をあげて30年近く、ずっと国の方に要請し続けています。そうすると、沖縄県の一つの方向性として、現実には金の面からすると分かるが、市町村も含めてずっと準義務化というところの意見書で要請を毎年やっておりますので、その辺、向こう5カ年か10カ年か分からないが、方向性だけでもだして、それに向かって努力をするというところを、国の動向を見ながらもある程度書くべきではないかという意見です。次、言うところもそれに近い話です。だから、この振興計画は、もしかすると、財政の問題で厳しいのがあるかもしれないけど、5年後の一つの姿を見てその方向性というところは出すべきではないですか。

○島袋委員長

準義務化という言葉を使っているが、この辺は教育に関する色々な法律がありますけども、この辺との絡みはどうですか。

○山本委員

高校教育は義務教育ではない。でも、公庫負担の対象ではあります。とすると、ある一定の、無償化に戻るが、義務教育は無償という憲法があるんだから、取っちゃいけないことで、高等学校というのは言葉はともかく、準義務化の世界の中でやはりやっているような話なんです。就学前の、何歳までやるかは色々問題はあるが、あるところで義務教育といったとたんに、憲法の義務教育無償であってというふうに引っかかる。国庫負担対象でもあるし。そこまでは、なかなかいけないが、それに準ずる様な、高等学校のようなイメージのところで就学前教育のをたぶん文科省はその辺をイメージしているような、文献みるとそんな気がするが。ただ、義務教育化と準義務教育化という言葉が錯綜しているのは確かです。

○学校人事課（新垣課長）

山本先生がおっしゃったことで、高等学校の生徒は国庫補助の対象にはなっておりません。あくまで、地方交付税で高等学校の教職員の財源は地方交付税から出されておりますが、国庫負担の対象はあくまで小・中学校、また特別支援学校の小学部と中学部となっておりますので、よろしくお願いします。

○島袋委員長

これに関しまして、他の先生方ご意見、お考えはありませんか。

○本村委員

現在、沖縄県の学校付設の幼稚園が午前中というところがほぼだという上で、かなり充実していると思うが。スペインでは就学前約3年間はほぼ義務状態、98%位は学校付設の幼稚園に通っている。朝の9時から夕方の4時くらいまで、そういう教育がされている。これは、私の立場からすると子どもの貧困対策の一環としても大変有効だろうと思っております。

ご存じのとおり、小学校1年生の段階で、かなり、字が読める子、読めない子とか、あるいは、算数に関する色々な差が出ている状況もあるし、それをある程度、保護者の思いとか経済状態とか関係なしに、ある一定以上の時間数を安心して、準義務化できるかということで、私自身この辺はあまり知らない状況ですが、こうやって文章かされて出るということは、子どもの貧困対策としても有効な方策でもあるし、もちろん、現行の、民間の保育園をどうするかとか、そういった。諸々のものはあるとしても、全ての子どもに学校に入る前の段階からそういう平等な環境を、あるいは幼児期の環境を、そういう点でこれ以上の方向性を示すといいと思います。

○島袋委員長

はい、ありがとうございます。他にはありませんか。

○上江洲委員

今、本村委員から貧困対策ということで出ましたが、以前、琉球新報のほうで「教育の経済学」という著書を書いた方が、ペリープロジェクトについて投稿していました。その中では、黒人の低所得層の128名に対し、半々でアクティブラーニング等、就学前の子どもたちに、色々、学習支援とか将来の集団づくりとか、そういったことをやったら、将来的な収入でだいぶ差が生じたりとか、犯罪の発生率で差が生じたというデータみたことがあります。そういうことで、もし、貧困対策という部分の観点でそういう形ができるなら私もそれは賛成だと思います。以上です。

○高嶺副委員長

渡慶次教育長がお答えお願いできればと思いますが、幼稚園の教諭は市町村採用ということで、給与も市町村負担である。そして、保育料を幼稚園の保護者からもらっている訳です。そのほかに、私立幼稚園に行く子どもたちは、市から補助が出るようになっているんですね。その辺で、財政的な問題との関係、小中の先生方は国と県で給与を持っています。準義務教育化という風にした場合に、その辺に課題があるのかどうですか。その辺を教えてください。

○渡慶次委員

幼稚園。沖縄の場合には本土と違って、小学校には必ず幼稚園がくっついていると。ですから、私は幼稚園も義務教育だと思っている方が多いと思う。ところが幼稚園は義務教育ではない。何年か前から幼稚園は教育委員会から離して、子ども政策課の方に幼稚園は移行しています。ですから、教育委員会は小学校、中学校だけという感覚になっています。今、おっしゃったように、私立幼稚園と公立の幼稚園、私立幼稚園に行く子どもたちにとっても、何らかの補助はやっているんですけども、ここで指摘をされるところというのは、私立の幼稚園に行く世帯は多少所得が高い人たちが行く。そういったところにも補助を出すのかという意見もある。ですから、今、那覇市では認定こども園、37ある幼稚園の中で、去年は4校、民間に幼稚園を運営させる認定こども園ということでやっていますので、これまでの幼稚園の考え方というのは、全部取っ払って、民設民営、それから、公設民営、公設公営、半分ずつにしようということで、平成31年にむけて半分半分ですね。4校、公設民営で。非常に評判が良くて、考え方も今までの幼稚園という考え方から、そろそろ認定こども園という方向に移行しようということをやっていますので、今は、昔の幼稚園という感じではないということです。

○高嶺副委員長

私も南城市の教育委員会にいたものですから、南城市は幼稚園もまだ教育委員会がみていますが、職員の採用、身分の問題、この辺が準義務教育化という場合に行政が、大変、慎重になっているところなのかなと思いますが、このような問題が整理されたら準義務教育化というのはいいのではないかと思います、この辺が難しいのではないかと。

○島袋委員長

ありがとうございました。事務局に確認しますが、回答としまして、国の動向を見極めたいというのがありまして、国に先んじて準義務化とは言えないということですよ。

○事務局（親泊総務課長）

幼稚園の重要性ということで、そういった動きが出てきているという状況ではありますけれども、県の計画として作っていくということでは、やはり、そういう検討がなされているということはいいが、県の計画にそういったことを明示していくというのは、慎重にならないといけないというのが事務局としての考え方であります。

○島袋委員長

はい。ありがとうございました。山本先生の狙いをもう一度確認したいのですが、いわゆる多くの子どもたちが就学前教育を受けられるように考えていきたいということによろしいですか。

○山本委員

幼稚園にこだわっていないです。基本的にこども園も保育園もいろんな施設があって、多様性というのは当然世界の流れであって、そういうべきだと思います。ただ、沖縄県では幼稚園が小中併置校でずっと戦後のいろんな歴史があって、意外とくっついてます。基本的にいろんな設置があるけれども、仮に6歳で義務教育とは言わないけど、その前の1年間というのはプレスクールの的に全て無償でどこにしようと、就学前は無償で、ある意味で準義務化のような形で、私立に行こうと公立にいかうと保障されるというのが、ヨーロッパの中の流れなんです。あまり、幼稚園という枠だけに、那覇の例を見るとこだわっていないのはよく分かる。就学前教育を6歳から下に下ろしていくというのを一つの流れであって、そこはある一定の沖縄県としては条件性がそろっているんで、そこを先にやって、やはり方向性を示すべきではないのか。確かに財政どうこうとか制度面では。

○島袋委員長

要するに就学前教育をもっと力を入れて促進していきたいということですか。

○山本委員

それは当然です。それを前提に方策自体を言ったんです。その提言をしないと、どうしても、大事なところは全て一致している。

○島袋委員長

それでは、ご指摘ということで。

○與座委員

今、意見8番ですが、6番も含めて、たぶん考えたら同じになると思いますが。高等学校では部活動というのは職員の負担軽減を含めて、大きな課題になっている。担当からも説明があったが、以前、十数年前、社会体育化について、国も交えて議論されたことがある。いつの間にか無くなっている。でも、大きな課題でもあるのですが、できれば学校現場としての負担軽減を含めて、こういった方向性は大事だと思うし、ありがたいことではあります。今、部活動は教育課程に位置づけられておりますので、文言として社会体育化への移行とういうことが書けるかどうかというのが。今と同じことですが。議論の流れだと思いたいますが、現場としては、社会体育へ移行していくことは、ありがたい話で負担軽減になる。でも、それが、現、国の教育課程も含めて、位置づけられていることに対して、どう明示していくかというのは今の議論と一緒にしたいと思います。是非、国の動きを注視しながら、取り組んでいって欲しいという気持ちがありますので、保健体育課はどうですか。国の意向として5年後を想定して文言の中に入れていくべきだという意見があります。5年後の国の動きも含めて、今の社会体育化への国の動向等について教えて下さい。

○保健体育課（古賀主任指導主事）

確かに5年後ということであれば、2年後の30年に学習指導要領の改訂がありますので、そこを見てからでないと動きにくいのかなというところが正直なところでありまして、確かに負担軽減という形であれば、文言として「適正化を促進」という言葉でご理解頂いて動向を見てもらいたいというのが正直なところです。

○島袋委員長

今の回答でいかがでしょうか。

○山本委員

先生のいうことはもっともです。ただ、文言を入れるかどうか検討なされて、ただ、外部コーチというのはかなり進んでいるわけで、そうすると、社会スポーツとも言えるかどうか、その方向性に向かっているというふうにとれる。そうすると、その予算化というのか、ボランティアだけではなかなか厳しい面もあるし、その方向性を2年後の指導要領の中でそういう方向性が出せれば、それはそれで一気に全国に実態がそう進んでいくから、そういう風な方向性で文言は任せます。ただ、社会的なところでいくという風なところの、現実いわれているところをもう少し促進するという風な、外部コーチはまさしくそうです。それがあればいいと思います。

○島袋委員長

実は私の提案というのは、今先生がおっしゃった方向性なんです。これでよろしいでしょうか。この問題は検討して、進めて行く。文言についても、国の動向というのもありますので、それを踏まえながら、文言を検討していくということはいかがでしょうか。

○高嶺副委員長

私は高等学校にもおりましたが、高等学校で外部指導者、コーチ等が入っている例がありますが、小中は教育委員会という立場で色々関わりましたけれども、小学校はほとんど外部コーチです。ただ、かなりトラブルを抱えております。外部の方は職員ではないですから、校長がコントロールできない。色々な教育的な問題もたくさんあります。これも事実です。

また、特に中校の先生方が土日もないような、非常に厳しい状況にあるというのは確かです。一方では、それが中学校の生徒指導に直結していて、部活があるから、もっているという風な側面もある。先生方の中には本当に打ち込んでやっておられる方もいらっしゃる。本来色々な面があります。社会教育の立場から言いますと、養護学校（特別支援学校）に行ったときに、そういう部がなくて、ほとんど社会体育で、クラブ形式でやっていると聞いた。向こうのように社会体育の体制ができていない。もしこういう方向性をやるのであれば、社会体育の環境整備を是非やるべきだと思います。

○島袋委員長

ありがとうございます。それではこの問題に関しては、そういった方向で、事務局で引き取って適切な文言で、「推進する」ような方向でお願いできますか。

○事務局（親泊総務課長）

この一件だけではなく、他の件もおそらく共通のことがあると思いますが、具体的な表現というのは、なかなか厳しいものがあると思いますが、方向性として、今の表現を「進めて行く」「促進する」といったような、現在の表現をもう少し進めるような表現に改めるかどうかというのは事務局で検討したいと思います。

○島袋委員長

お願いします。それでは次にいきます。

○山本委員

たぶん、子どものプラットフォームのところは気になると思うので、そこは後にして、9ページの意見18、19番のところ、現県政も前県政も選挙公約で30名学級で全学年ということを出して、今、小1、小2、小3、小4、中1まで前進してきた。あと義務で言うと、小5、小6、中2、中3というところに来ているわけで、そうすると是非、ここは色々な意味から沖縄県ここまできているわけなので、向こう5年というなら義務教育全般、具体的な数字はともかく、少人数かというところは県政の大きな課題であるので、それなりに入れるべ

きではないか。意見19番についても、正規率が2010年に82.6%位でダントツ46位で、非常に県の教育委員会非常がんばってもらって、5年間で新規採用もがんばって頂いて、3ポイント前進した。今、85%半ばまで行くが、全国で上昇したのは沖縄県だけです。これはすごく評価します。ただ、全国平均は93という数字ですので、非常に臨時が多いということが、他にもあるけれども、大きな課題になっています。具体的な数字まで入り込めないと思うが、ここも条件整備を図るところで、先ほどと同じ理屈で、是非、おおまかな形で入れてもらいたい。先ほどと同じ議論になります。

○島袋委員長

ここも同じような方向性にご意見ですけれども、事務局回答できますか。

○学校人事課（新垣課長）

18、19につきましては、ご意見の通りの状況でございます。ちなみに18番の少人数学級、30人学級につきましては、これまでこちらで回答しているように中1まで進んで来ているところでございますが、議会等でも申し上げております。30人学級を県単定数で行いますと毎年度教職員給与費に現在プラス55億円かかるということがございます。あわせまして、着実にこれまで進めておるところでございますが、現状としては今九州で2番目に少人数学級を実施している現状でございます。私どもといたしましては、少人数学級を順次進めていこうという考えではございますが、先ほどの養護教員の意見にもございますように、財政的なものも伴います。また、当然、現在、文科省の加配定数プラス県単定数ということで進めておりますが、文科省が教職員定数の改善計画などを現在、策定できない状況などもございますので、当然、全国協議会を通して定数改善の要請をしているところでございますが、そういったところも含めて進めて行くことが必要かと考えております。そういったところから、原文のままでの提案でございます。

次に19番の非正規率につきましても、私どもの取り組みをご評価頂きましてありがとうございます。昨年度85.4%でございまして、全国の93.1%に比べますと、まだ、差はございますが、回答に書いておりますように、初任研の対応等含めまして、現在320～330の毎年小学校中学校の先生で言いますと、330程度の採用にとどまっているところでございますが、着実に毎年改善してきていると思います。併せまして、本県児童生徒数が減少はしておりますが、少人数、特別支援学級等の増がありまして、全体としての教職員の数は実際にかんりの数、毎年増えております。ただ、分母が増える分、正規率が緩やかにならざるを得ないというところがございますので、今後、引き続きこういった取り組みを着実に進めていくというところで、原案のとおりとさせていただきます。以上でございます。

○島袋委員長

ありがとうございます。この件に関しまして、どうぞ先生方ご意見等はありましたら。

○仲西委員

教えて下さい。新採教員正規率というのはこの数字で大丈夫ですか。100%でなくていいですか。理由をもう一つ教員になりたい人が沖縄は少ないといっていますが、全国では3～5%、沖縄では10%位教員の希望があると聞いてますが、この辺はどうなのでしょう。

○学校人事課（新垣課長）

お答えします。教員のなり手が少ないかどうかということについては、何でもって図るかということとは分かりませんが、少なくとも、本県の教員採用候補者試験の受験率はかなり高いものがございます。実数としては昨年度は鹿児島県に次ぐ2位でございまして、平成24年度に5200人ほど志望者がおりました。毎年少しずつ減ってはおりますが、今年度も4300名台の応募がございまして、小中高併せますと9.7倍ほどの受験倍率となっております。校種によってはかなり少ない、例えば地歴であるとか、高校の理科などは20倍と高い倍率もございますので、教員志望者が少ないということは、競争倍率だけでみると他県に比べて、逆にかなり教員を希望される方が多いのではないかと思います。

併せて正規率が引き要因ということでありますけれども、小学校、中学校で正規率という言葉が使われております。文科省が出ております。小学校、中学校は小学校1年生の35人と併せて小学校2年からは40人を標準的な学級編成としてありまして、それに伴って1クラスができるかという標準があります。標準で先生が決まる数と文部科学省が、毎年政策的に配置する教諭、生徒指導であるとか、日本語指導であるとか、そういったものは毎年政策的に内示があって変わってきますので、単年度、単年度で決めないというところから、これを臨時的教員でこれまで対応してきた結果、正規率が低くなってきたものであろうと思います。100%にならない

いのかという話ですが、正規率の計画は病休教員であるとか研修とか、そういったもので変わってきますので、93%というのはかなり高い数字であろうと思います。先ほどの繰り返しになりますが、我々は93%を目指して、今後取り組んでいきたいと思っています。

○島袋委員長

ありがとうございます。どうぞ、他の先生方ご意見等がありますでしょうか。

○仲西委員

県の教員のなり手が少ないというのは省いた方がいいんじゃないですか。

○学校人事課（新垣課長）

「教諭を目指す人が減少し」というのは先ほど言いましたように、平成24年度が5300人いたのがだんだん減ってきているところからそういう表現をさせていただきました。また、大量採用、一般的な評価としてはどうしても非常に大事である教員の質の低下ということが懸念はされるというところからそういう表現をさせていただいております。私どもとしましては、引き続きそういったところを見極める採用試験の改定も図りまして、適正に教員採用も行っていきたいという風に思っております。

○山本委員

初任研修、法定研修で確かに現場から聞いているのでここはよく分かります。ただ教員養成の場合は少子化の問題もあって、例えば琉大の入学も定数もたくさん取るじゃないですか、他の私立もある一定の教員養成の人数が狭まっているから、確かにある一定の競争率があった方がいいんですけども、沖縄の場合そんなに低くもないわけで、そこは県民への説明も行くわけだから、競争率どうのこうのというのは誤解を招く可能性があるから、そこは削った方がいいですよ。ということだと思います。

○学校人事課（新垣課長）

ご意見ありがとうございます。その辺を踏まえまして、表現につきましては検討させていただきたいと思います。

○島袋委員長

ただいまの件に関してはこれでよろしいでしょうか。

（委員了承）

それでは、次にまいります。

○山本委員

ちょっと時間が無いので、子どものプラットフォーム化という議論があるので。子ども貧困対策とか未来会議で最重要な柱になるような気がします。色々な面で。それで、特に現場にいて、一番先生方が求めているのが、スクールソーシャルワーカーなんですね。カウンセラーはある一定いるが、ケースワーカーがいろんな地域、家庭、学校の生活指導でその辺が非常に拡充、要するに、専門家、できれば正職員というところが、国庫定数のというところが書いてあるんだけど、現在20名でしょ。5年後に最重点課題で24というプラス4は他に比べて、非常に控えめすぎるのではないか。この前、県と市町村で予算が違ってというところをもうちょっと、県はこれだけ市町村はこれぐらいだということを書かないと、この数字だと力を入れてないんじゃないかというような、勝手な誤解を招きそうなので、その辺を説明してください。

○島袋委員長

はい。分かりました。資料1の71ページになると思いますが、ただいまのスクールソーシャルワーカー配置人数が現状が20、目標が24となっているのは、貧困対策としては説得力は弱いのではないかということについてお願いします。

○義務教育課（天願主任指導主事）

山本委員のおっしゃるように、24という数字を挙げさせていただいております。それに対して40という修正

ご意見だと理解しておりますが、これにつきましては、国庫予算であるということが1点ございます。今後、国は拡充をしていくという方向を打ち出してはいるんですが、今後どういう形になっていくのか見えない状況もございまして、24という数字です。もう1点は、スクールソーシャルワーカーの配置については県の配置ということで、今後、社会福祉士等の専門的な資格を持った人材確保に努めていくという方向ということで、数も大事なんですけども、中身というか専門性を高めていくということで、現在24という数字を挙げさせていただいております。

○山本委員

この表も数字もパブコメで出しますよね。そうすると、他と比べて、なぜ、プラス4だけかと。もうちょっと数字を示さないで、「状況を見極めて増加させる」のような表現の方が期待を持たせるのではないですか。プラス4ということになると、他と比べて非常に、どうしても、弱気じゃないかと県民が抱くんじゃないですか。

○義務教育課（天願主任指導主事）

ありがとうございます。数字につきましては、今年度、20名という数字でございまして、それを計画では24ということでありまして、数値の推移もございまして、H27、H28から20名でその前が14、13、14という数字がございました。過去の経緯をみていきますと、11から12、13、14ということで段階的に増やしているという状況もございまして、目標とする33年までに24という数字が妥当だと考えているところでございます。

○本村委員

まず、山本先生の中の回答にもありましたが、結局、ある一定のパイがあって、それを同配分するかというときに、現場でスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの今の比率でいいのかどうか。つまり、実際に支援、一緒に動いている先生方の意向調査といったものを踏まえて予算配分の比率になっているのか教えてほしい。

もう一点は、これはスクールソーシャルワーカーとは離れます。スクールカウンセラー全校配置ということの中の校数の中に特別支援学校の小学部、中学部、高等学部が入っているのかどうかということで、去年からいじめ対策で特別支援学校行かせてもらってますけども、スクールカウンセラーが全く配置されていないと、実際に話を聞くと、かなり、スクールカウンセラーやもちろん障害関係自立とかもありますから、スクールソーシャルワーカーも含めて特別支援学校も、ある面、同様にニーズがあると思うんですけども、スクールカウンセラーを配置している学校とスクールソーシャルワーカーを特別支援学校に配置するという考え方と3点教えてください。

○義務教育課（天願主任指導主事）

まず一点目ですけども、予算の話だったかと思うんですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの予算というのは実は一つの枠の中にありまして、その中でスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーを配分しているところでございます。カウンセラーにつきましては、中学校全校配置ということで達成しておりますけれども、それに伴って予算の枠のなかでスクールソーシャルワーカーを配置していかざるを得ないという状況がありまして、まずは、カウンセラーで達成をしているところでありますけれども、国としては中学校に全校配置を目指す打ち出してはいるんですけども、それが今後どういう状況になるのかということがまだ見えづらいところもございまして。

○島袋委員長

貧困対策として、また、学校のプラットフォーム化という言葉が出てきていますけれど、学校で貧困対策を展開するという時に、いま、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけの話じゃないと思うんですが、役割は大きいですね。特にスクールソーシャルワーカー。これは5年後で4名増だと。1年1人ということでは、プラットフォーム化というのは、言葉として適正かどうかという話にもなりかねませんので、予算のことも分かるんですが、そんなに大きな予算という話にはならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡慶次委員

那覇市ですが、スクールソーシャルワーカーについては那覇市でも議会で質問があります。何でもっと増やせないのかと。那覇市の予算ではないので、もっと増やせないのかという質問に対しての答弁は、県に増

やせるように働きかけていますと。でも、県は県で何で増やせないかということになると、国に働きかけますというようなことで、40人と書いたところで、あまりにも期待を持たせすぎて、非常に40人確保するのが難しいということでありながら、40人ということを期待させすぎると、後々、攻められるのは県の方だと思う。ある程度、予算との絡みがあるのであれば、出来る数字というのをまずやって、内部では本当にもっと欲しいという気持ちがあると思う。出来ればたくさんいた方がいいと。けどあまりにも期待を持たせすぎないような形で、今のところ出来るような範囲で、しかし、中ではもっと増やせるように努力はやっていると思います。

○高嶺副委員長

事実確認ですが、私の記憶では、宜野湾市が市独自でスクールソーシャルワーカーを配置していると認識しているんですが。そのような数字は入っていますか。

○義務教育課（天願主任指導主事）

この数字の中には入っておりません。各市町村で雇用の場があります。別の数字ということになります。

○本村委員

先ほどの質問にも関連しますが、予算が一つで、配分は県に任されているというのであれば、小学校でも26校全校に配置するという意味ですか。県で配分は決められて、中学校は文科省の方針で全校配置とでいて、小学校はある面、全校にスクールカウンセラーが必要なのか、ある程度その予算をソーシャルワーカーに回しても良いのかというのが、県の方針で決められるのかどうかの確認とそうであれば、その辺の学校に意向調査をされた上でスクールソーシャルワーカーよりもスクールカウンセラーの全校配置だと、しっかり現場の声を聞いた上で小学校も全校配置というのを出しているのかと教えて欲しいと思います。

○義務教育課（天願主任指導主事）

本事業が大きなくりの中でいじめや不登校の対策ということがメインにうたれております。そういうことで、個別の対応を進めているスクールカウンセラーの充実ということがあったかと理解しております。それに、現在の様々な状況があつてのスクールソーシャルワーカーの配置とということになっていると認識しております。まず、カウンセラーの配置ということを進めている状況であると理解しております。

○本村委員

沖縄市で小学校のスクールカウンセラーを単費で派遣されたり、今も小学校の方を見てますけども、小学校の不登校の場合、特に低学年とかで不登校になる場合はカウンセラーが対応する心因的というよりも、基本的に親の貧困とかあるいは親が色々な精神疾患とかで対応できないというようなメンタルで、私自身は特に小学校の不登校のという風にありますし、いじめの問題も結局、一部、全部じゃないですが、一部は親がキッチリかばいきれなかったりとか、親が地域で孤立しているという風な貧困の問題が、そういういじめにせよ不登校にせよ、かなり関わっているんじゃないかなという風なものを把握した上で、それでもカウンセラーなんだという風に県の方針を出したのか。つまり、そういう実際の元々文科省がお金を出した項目とも貧困というのが直結するのであれば、ここで再度なんでも、小学校までスクールカウンセラーとか、あるいは小学校は状況に応じて、あるいは現場の様子をみて、スクールソーシャルワーカーなのかというのはこれは検討する余地があるんじゃないかというのが趣旨ですけど、その辺いかがでしょうか。

○義務教育課（天願主任指導主事）

ただいまの件につきましては、こちらに挙げている数字も含めて、どういう状況なのかを確認しながら引き取らせていただきたいと思いますと考えております。

○島袋委員長

個人的な意見かもしれませんが、せめてプラス10は書いて欲しいなと思います。それが達成できなかったとき、予算がどうにも確保出来ませんでしたという説明だったら、誰もクレームはつけないと思います。頑張るという意味で、努力目標という意味で、もう少し頑張っただけ欲しいなと思いますが、先生方どうですか。

○上江洲委員

県の中学校校長会です。義務教育課の皆さん、誠意努力していただいて、徐々にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー大幅にふやしていただいております。

先ほど渡慶次教育長がおっしゃった様に数値目標を明記してやるとどうしても達成しないときの部分というのがあって、実は、我々も全日本中学校校長会として文部科学省の皆さんと一緒にあって、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを増やしていただいております、ということで、今、財務省と掛け合っていると思います。

具体的には今8：2の割合ぐらいの8が教員で2がスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの割合を6：4までなんとか持っていけないかということで合意はしています。財務省との予算折衝の中で非常に大変厳しいものがあるということで、やはり世論に訴えて、我々もそういう形で世論を発揮して、スクールカウンセラー必要だよ、スクールソーシャルワーカー必要だよという部分がどうしてもここでは必要になっていきまして、教職員の予算、標準法とか予算定数も非常に厳しいものがある、生徒が自然に減るということでどんどん削減の方向にあるんですけども、逆にそういう子どもたちの貧困対策を含めて、心の部分もすこしケアしようということでその方向性にはいっていますので、可能性としてはスクールソーシャルワーカーも増やしていく方向ではあるんですが、ただ、具体的な予算折衝でまだはじまったばかりなので、それがある程度わかってくると具体的な数値目標というのが書けるかもしれないと思いますので、それが非常に難しいところだと思います。

本来なら、50とか100とか書きたいところもあると思うんですけども、それはやはり国庫補助の部分でスクールカウンセラーも含めて、両方が国庫補助に依存している現状を考慮すると、不本意ではあるんですが、30弱ぐらいが妥当な数字かなと思います。

○渡慶次委員

事務局も24で良いという風には思っていないと思うですよ。ですから40という固定した数字ではなくて、むしろ目標数字24以上とかですね、それを努力するという形でやってもいいんじゃないかなと思います。これで満足している数字ではないと思います。

○島袋委員長

せめて、24ではなくて25以上にしましょうか。いかがでしょうか事務局。そういう方向で対応できますでしょうか。

○事務局（親泊総務課長）

大変申し上げにくいんですが、目標値というのは明確にするようにというようなこともございまして、この辺の表現が出来るかどうか他の計画との関係もありますので。

○島袋委員長

できたら、25から30の間でお願いします。

○事務局（親泊総務課長）

義務教育課とも相談の上、可能なかどうか議論したいと思います。

○島袋委員長

そういう方向でお願いします。ありがとうございます。時間も少なくなってきましたけれども、他にまだあると思うんですが、これを、是非、検討しておきたいということがあれば、ご意見をお願いします。

○與座委員

修正の確認です。資料1の34ページ(1)の県民一人ひとりが「輝く」を「参加する」生涯スポーツ、これは良いと思うんですが、この資料の1ページ、これは主要施策の文言ですが、ここの整合性はあるかということの確認と3ページの大事な主要施策9の施策項目の(1)の県民一人ひとりが「輝く」が「参加する」に訂正するわけですよ。

あと一点、15ページの普通教室は14ページと同じ様な説明ですというような説明でしたので、15ページの「普通教室等」と「等」を入れた方が良く説明の中で感じました。

時間が無いんですが、あと一点8ページですが、義務教育あるいは学校現場の先生方の取り組みのおかげで全国学テの方も本当に成果を上げている。これは、大変、子どもたちも、「私たちはできるんだ」と自信を持ったということは大きなことだと思うんですが。

そこであえてですが、8ページの1行目「小学校、中学校ともに全国平均に及ばない状況であるが」という文言はすこしおかしいのではないかと、少し訂正した方が良くはないかと。

○学校人事課（新垣課長）

まず、1点目34ページの（1）の「輝く」を「参加する」への変更についてですが、3ページの施策体系の中で主要施策と施策項目の関係でございますが、主要施策の名称の変更について少し検討が必要になってくるかと思っておりますので、預からせていただきたいと思います。

また、15ページの「普通教室」を「普通教室等」へという文言修正に関しても、担当課と調整しながら修正してまいりたいと思います。

それと、8ページの主要課題についても現状の状況と合わせた形の文言の修正を検討してまいりたいと思います。

○島袋委員長

ありがとうございます。どうぞ、他にこれだけは取り上げておきたいということがございましたらお願いいたします。

○本村委員

資料2の11ページの24番なんですけど、私が出したことになっていますが、確認して頂きたいということと、子どもの貧困に関しては、今回、色々調べさせて頂きました。

一番大きいのは学校から離れた後に、性風俗に巻き込まれて、最悪の場合、自殺するとか、薬物に手を染めるとか、そういった問題は、もちろん福祉の問題といえば福祉なんですけども、学校から手が離れた後に起こってくるというところは、関係者に聞けば聞くほど、警察関係とか青少年補導員とか、そういったところがあると、ただ、やはり、全員が参加する学校の義務教育から高等学校のシステムの中で何とかしないと、育てた、離れた後の事後対策では色々大変だなという風なことから特にプラットフォームに関し色々意見もらいました。

説明で今回の文言はともかく、引き続き教育と福祉の方の連携を強化していきたいということが、所々見えることが非常にありがたく思っているのと、さっき質問した、また、今週も行くので、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置する件だけ聞きたいです。

○義務教育課（天願主任指導主事）

特別支援学校へのスクールカウンセラーの配置について、今、何校か配置してもらっていて、必要に応じて学校の意見も聞きながらやっていければと考えております。

○事務局（知念指導主事）

ご指摘のありました、資料2の11ページは確認して修正いたします。

○島袋委員長

ありがとうございます。今日の会議は16:30までですか。ちょっと16:30を過ぎておりますが、まだ、色々ご意見はあると思うんですが、基本的には今日はこの辺で終了としたいのですが。

○當間委員

一言お願いします。先ほどから大変勉強させて頂いております。子どもの貧困問題について、先ほどから数字の件で色々議論がありましたけれども、数字で表せない部分、学校を窓口とした福祉関連機関との連携は大変重要な項目だと考えています。

地域の方たちを巻き込んだ取り組みであったり、福祉部門の関係者を巻き込んだ支援であったりということをもっと広く県民の皆さんへ知って頂いて、多くの方が当事者意識で支援していくことが大事だなと思って読んでおりました。数字のことは分からないんですが、そういう文言が網羅されているということに大変うれしく思います。以上です。

○島袋委員長

ありがとうございます。そろそろ終わりにしたいと思いますが、ここで確認をします。基本的に質疑応答して頂いた事項につきましては、事務局で議論の方向に従って文言を修正するというので、他は事務局の提案通りに賛成ということでよろしいでしょうか。

（委員了承）

○島袋委員長

特に異論が無ければその通りでお願いします。ありがとうございました。

(2) 今後の策定スケジュールについて（報告）

○島袋委員長

議題2があります。ちょっと時間オーバーしておりますが、よろしくお願いします。

議題2 今後の策定スケジュールということで事務局からお願いいたします。

○事務局（知念指導主事）

議題2は報告となります。急ぎ報告させていただきます。

資料3をお願いいたします。資料3については第1回の会議においてもご説明にいたしました。少し修正がございますので、ご報告いたします。構成といたしましては同じように三つに分かれておりまして、一番から「沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定スケジュール」、そして二段目に、「沖縄県教育大綱の策定スケジュール」、一番上2段掛になっているのが、「沖縄県教育振興基本計画の後期計画の策定スケジュール」ということになっております。一番下の部分で21世紀ビジョンの基本計画の改定案決定がH28年11月となっておりますが、少し遅れて、H28年12月にずれ込んでおります。改定の決定は、年度を越えて4月の予定であります。

また、沖縄県教育大綱の策定スケジュールに関しては、前回は策定期が示されておりました。予定といたしまして、H29年6月の次期の策定予定となります。それを受けて本計画も策定してまいります。一番上の段、今回、11月の第2回検討委員会を終えまして、案を了承いただきました。その案を修正案として県民の方にパブリックコメントということで実施させていただきます。その結果を元に来年度6月になりますが、最終として、第3回検討委員会で検討していただきたいと考えております。その後、策定ということになります。以上です。ご報告いたします。

○島袋委員長

ありがとうございました。ただいまの今後のスケジュールに関して、どうぞ、何か質問ございましたらお願いします。

○山本委員

パブコメは12月いっぱいということで良いですか。ホームページに掲載されるということですか。

○事務局（知念指導主事）

この後、この議論していただいた、案をまとめまして、12月いっぱい、1ヶ月程度ホームページに掲載してパブコメを実施したいと考えております。

○島袋委員長

他にはないでしょうか。よろしいでしょうか。それではそういうことでお願いします。

以上で本日の議題の日程を終了させていただきます。皆さまの議事運営へのご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局へ戻します。

○事務局（賀数企画室長）

本日は貴重なご意見ありがとうございました。

本日いただきましたご意見、それから、パブコメもございますので、そのご意見を取りまとめまして、次回の検討委員会、ただいま6月と予定しておりますが、そこで、また、お図りしたいと考えております。

これで、沖縄県教育振興基本計画（後期計画）検討委員会第2回検討委員会の日程を修了いたします。どうもお疲れ様でした。

了